

## 令和7年4月～ 給食費改正のお知らせ

○伊平屋村立小・中学校児童生徒・幼稚園児における給食費の改正及び学校給食（食材費）の無償化について

本村の学校給食費は、令和2年4月に改定されて以降、物価上昇が続く中、提供する学校給食の質を低下させないよう、献立の工夫や食材選定による抑制、一般財源の投入等により給食費を据え置きし維持してきました。

しかし、昨今の物価高騰により、現在の学校給食費では、学校給食運営が困難となっていることから、児童生徒の心身の健全な発達に必要となる栄養価の維持のため、学校給食費の値上げを決定しました。

また、村の方針を受け、保護者が負担する給食費については、令和6年度に引き続き無償化といたします。

つきましては、給食費の改正並びに保護者から徴収する学校給食費は令和7年度も引き続き停止することをお知らせします。

なお、教職員その他職員等につきましては、現行どおり給食費が発生いたします。

| 改正内容   | 令和6年度  | 令和7年度  | 改正後<br>1食単価 | 差異<br>(値上) |
|--------|--------|--------|-------------|------------|
| 幼稚園    | 3,500円 | 4,500円 | 247円        | 1,000円     |
| 小学生    | 4,000円 | 5,100円 | 280円        | 1,100円     |
| 中学生    | 4,800円 | 6,000円 | 330円        | 1,200円     |
| 教職員その他 | 5,000円 | 6,200円 | 341円        | 1,200円     |

※年間給食回数200回で積算 1食単価：月額×11月÷200食（円未満切捨）

学校給食運営には食材費、施設や設備にかかる経費、光熱水費、人件費等の経費がかかりますが、保護者が納入する学校給食費は、学校給食法により全て食材費のみに充てられています。なお、食材費以外の経費については、自治体の負担となっています。

**納め忘れがないよう便利で確実な、口座振替へのご協力をお願いします。**

給食費の「口座振替」にご協力下さい。口座振替は、お近くのJA（沖縄県農協）窓口でのお手続きをお願い致します。

なお、経済的な理由により納付が困難な場合は、給食費等の援助を行う就学援助制度がありますので、教育委員会へご相談下さい。

今後も子どもたちへの安心安全で栄養バランスのとれた学校給食が維持できるよう、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○お問合せ○ 伊平屋村教育委員会  
伊平屋村字我喜屋 300 番地 0980-46-2003